

AI 技術の進展と弁護士業務

1 AI 技術の進展

2022 年 11 月 30 日に生成 AI（人工知能）である「Chat（チャット）GPT」が公開された前後から、生成 AI を含む AI の進歩にはめざましいものがある。擬人化された AI が CM 上で流ちょうに語りかけ、ニュースの朗読も AI が行い、大手企業でも、仮想取締役の一人として、12 種類の人格をもつ AI を経営戦略会議に参加させる¹等、あらゆる場面で活用が図られている。AI エージェントの開発も進んでおり、近い将来には、漠然とした指示でも、AI エージェントが自発的に航空会社や鉄道会社、宿泊先に連絡をして予約をとることになるだろうと言われている。人工知能（AI）研究の第一人者として知られるカナダ・トロント大学のジェフリー・ヒントン名誉教授は、人間の能力を超える AGI（Artificial General Intelligence）が今後 5~20 年以内に実現する可能性が約 50%との見方を示している²。

2 弁護士業務における利活用

このような技術の進歩は、弁護士業務にも及んできており、生成 AI をはじめとする AI 技術を弁護士業務に利活用することにより、弁護士業務の効率化・省力化が進みつつある。たとえば生成 AI を用いた法律文献検索システムでは、法的な問題に関する質問とその回答が、会話形式で進み、回答の根拠とされる文献及び該当部分が示されるなど、これまで当たりをつけて複数の文献に当たっていた手間が省け、瞬時に必要な情報にたどり着けるようになっている。回答の内容も少なくとも優秀なパラリーガル程度のレベルに達している。また、会議の録音データの文字起こし・要約もかなり精度も上がってきている。更に、無料のシステムで自前の簡易な RAG (Retrieval-Augmented Generation LLM が持つ内部知識を補うために外部知識を活用するフレームワーク) を作成できるもの(Google notebook LM)もあり、これを用いて、例えば事務所の諸規定(報酬規程、就業規則、慶弔規程など)を入力しておけば、各事務所に特化された簡易な RAG を得ることもできる。また、このアプリは判例や、各省庁のガイドライン等を入力すると、要約を生成し、それを男女の会話風の音声で説明してくれるなど、これまで考えられなかつたような機能を有するようになっている。今後、AI 技術を使いこなすことが、弁護士業務には不可欠になってくると考えられる。

3 弁護士業務での利用の問題点と日弁連が発表した注意事項

一方、生成 AI の利用には少なからず、注意すべき点がある。たとえば、学習機能を有す

¹ 2025 年 8 月 4 日 日本経済新聞。キリン HD は経営会議に AI で生成した仮装役員を導入。

² 2023 年 12 月 25 日 朝日新聞「人間超える AI 20 年以内実現「50%」」

るクラウド上の LLM（大規模言語モデル）に依頼者の生情報を入力すると、それが学習され、他の利用者に生成情報として出力されるおそれがある。これは、守秘義務違反ないし個人情報保護法違反となるおそれがある。また、生成 AI は、たとえば、存在しない判例をあたかも存在するように答えるなど、誤った出力（ハルシネーション）をする場合があり、生成 AI の出した回答を、裏付けも取らずに裁判所に提出すると、虚偽の主張や証拠を示すことになり、弁護過誤となる恐れもある。

日弁連は、生成 AI を弁護士業務に利用するに際して注意すべき事項について、2025 年 9 月に、「弁護士業務における生成 AI の利活用等に関する注意事項」を会員向けに公表した。その中で概ね以下の 5 点について注意を喚起している。①依頼者等の保護・守秘義務の遵守、②入力等に際する法令遵守、③弁護士が生成物利活用の最終責任者であること、④弁護士自身が AI を学ぶ努力を、⑤法律事務所関係者への AI 教育・研修も必要、の 5 点である³。

なお、生成 AI と弁護士法 72 条との関係については、契約書修正サービス等のシステムが、法的な判断を行う、「鑑定」作業を行うような場合は、72 条に抵触するおそれがある。最終的には弁護士が出力結果につき判断を下す必要がある。ただ、最終的に弁護士が確認するとしても、生成 AI の出力を鵜呑みにして右から左に結果を提供するというようなことがあれば、72 条の趣旨（無資格者の誤った情報で利用者が損害を受けないようにする）を没却することになるので、注意が必要である。

4 新たな課題（人権侵害のおそれと弁護士の役割）

以上のことおり、弁護士は、自ら AI・IT 技術を利用する際のメリット・デメリットに配意しなければならないが、それと同時に、これらの技術が、新たな人権侵害を招くおそれがあることから、弁護士は、日常の業務の中で、依頼者の AI 技術の利用に対しても、適切なアドバイスをするべきである。そのための力量を保持するように務める必要がある。なお、別項（憲法問題）に記載されているように、AI 技術の進歩は選挙制度や民主主義の在り方そのものに深刻な影響を与えるおそれもある。

新たなタイプの人権侵害の例としては、下記のようなものがある。

たとえば、2019 年に、就職情報サイトを運営する会社が、同社を利用した就活生の同意を得ずに、当該就活生の就職情報サイトでの閲覧記録等を、AI を用いて解析し、同人の「内定辞退率」を計算して、無断で企業に提供していたということがあった（リクナビ事件）。この件では、国の個人情報保護委員会が初の是正勧告をしている。自らの預り知らないところで、自分の WEB 閲覧データが利用され、それに基づく選別が行われるということは、あってはならないことである。

³ 「弁護士業務における生成 AI の利活用等に関する注意事項」2025 年 9 月

https://member.nichibenren.or.jp/gyoumu/other/documentFile/AI_2025.pdf(会員頁)

また、2022年2月には三重県津市の児童相談所で、保護対象とすべきかどうか問題となつた女児につき、同女が通う保育所から「顔にあざがある」と報告が寄せられたが、児童相談所の担当者が女児と面談したものの、あざが虐待によるものか特定ができなかつたこと、それに加えて、児童相談所は、過去の蓄積したデータからAIシステムが、保護の必要性を「39%」としたことも参考にして女児の保護をしなかつた。しかし、その後2023年7月に女児は母親の虐待により死亡したという事件が発生している。AIが出した保護率だけに拠つたわけではないが、このようなシステムの利用は危険を伴うものであると言わざるをえない。

更に、2025年8月には、チャットGPTを自分のことを理解する唯一の親友として位置づけて、チャットGPTと会話を行つてゐた子どもが、チャットGPTによって自殺願望を助長されたとして、遺族がオープンAIを訴えたという事件があつた。⁴ 生成AIの驚異は、家族という身近な空間にまで及んでゐている。

5 弁護士の担うべき役割

依頼者やその関係者、顧問先等が、AIを問題のある方法や場面で利用をしている場に遭遇した場合には、弁護士の基本的な使命、すなわち基本的人権を擁護し、法の支配を社会のあらゆる場面で浸透させて社会正義を実現する、という立場から、弁護士として「そのような技術の開発、提供、利用はすべきではない」あるいは「そのような技術の利用にはこのようなリスクがある」「リスクを回避するにはこのような手段が考えられる」等の適切な助言を行うべきである。重大な人権侵害が生じてからでは、損害賠償等、結局は依頼者のためにならないことから、弁護士は、AI技術を利用される場面において、早い時期から適切な法的アドバイスができる力量を身につける必要がある。

6 弁護士会及び会派の役割

しかし、個々の弁護士が独力でこのような情報を集め、技術の進歩に応じた適切なアドバイスができるように自らの力量を高めるのは、なかなか困難であることから、弁護士会や会派において、適宜研修や意見交換を行い、互いに知見と技術を高める機会を設けるべきである。特に、会派は小回りが効くので、このような役割を担うのに適した団体であり、メンバーの中で情報を共有し、会派内外の知見のある者による講義や指導を受ける、研修の場を積極的に設定するべきである。

以上

⁴ <https://www.cnn.co.jp/tech/35237219.html>